

第5章 介護保険事業の推進(第8期介護保険事業計画)

第1節 第8期介護保険事業計画の推進に向けて

1. 第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の位置付け

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、村は保険者として、介護保険事業計画の中で、介護給付費のサービス種類ごとの見込み量等を推計するとともに、第8期における介護保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。また、介護保険制度への信頼を高め、制度の持続可能性を確保するため、給付適正化事業や制度の趣旨普及を進めるとともに、低所得者の介護保険料や利用者負担分の軽減を図ります。さらに、2025年(令和7年)及び2040年(令和22年)に必要となる介護サービス量等を推計し、宮田村の将来像を村民や事業者等と広く共有することで、介護予防や身近な地域での活動について認識を深め、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

2. 保険料設定の前提となる諸条件

介護保険料は、介護保険総費用に対して65歳以上の第1号被保険者の負担する部分が、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて決定されます。

また、保険料の設定に影響のある、今回の主な制度改正は次のとおりです。

①介護報酬の改定

令和3年度に3年に1度の介護報酬改定が行われる見込みです。

②一部の給付費の段階設定や支給額の見直し

特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費について、認定段階の設定の見直しや支給額についての見直しが行われる見込みです。

③低所得の負担軽減を図るための所得段階区分の変更等

村では、低所得者の負担軽減を図るため、非課税層の保険料を独自で下げてきましたが、介護保険法の改正に伴い、消費税による公費を投入し低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施されています。その後、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に保険料の軽減が強化されました。

今後についても、これまでの考え方と併せて国の動向に注視し、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行います。

第2節 要介護認定者等の現状

1. 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

第1号被保険者数は、増加傾向になると見込まれます。要支援・要介護認定者（以下、「要介護認定者」という）数も第1号被保険者数の増加に伴い、増加が見込まれます。

【第1号被保険者数及び認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	伸び率 ※1	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
総数	5,445	5,471	5,496	5,485	5,475	5,463	99.6%	5,442	5,290	5,121	4,991
第1号被保険者数	2,547	2,567	2,586	2,596	2,607	2,616	100.8%	2,637	2,708	2,778	2,904
第2号被保険者数	2,898	2,904	2,910	2,889	2,868	2,847	98.6%	2,805	2,582	2,343	2,087

※1：第8期平均値/令和2年度の値*100

【要介護度別の認定者数の推移と将来推計】

(単位：人)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	伸び率 ※1	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
総数	344	329	355	376	368	372	104.8%	389	439	483	490
要支援1	15	11	15	19	19	18	124.4%	21	24	26	24
要支援2	33	27	33	36	36	37	110.1%	38	43	45	50
要介護1	76	74	77	81	84	85	108.2%	90	103	112	107
要介護2	64	76	66	66	65	67	100.0%	69	75	85	88
要介護3	60	54	68	74	63	62	97.5%	64	72	81	79
要介護4	50	50	59	60	60	62	102.8%	65	73	82	89
要介護5	46	37	37	40	41	41	109.9%	42	49	52	53

2. 年齢階層別の認定者数と認定率の現状

年齢階層別の要介護認定者数は、65～74歳の前期高齢者の認定割合は2.2%と低い数値になっていますが、75歳以上の後期高齢者になりますと認定率は22.8%と高くなり、75歳以上の高齢者の約5人に1人が認定を受けていることとなります。

【前期高齢者と後期高齢者別の認定者数と認定率の現状】

	65～74歳	75歳以上	合計
第1号被保険者(人)	1,163	1,450	2,613
認定者数(人)	26	331	357
認定率(%)	2.2	22.8	13.7

(令和2年12月末日実績値)

3. サービス別給付費の実績

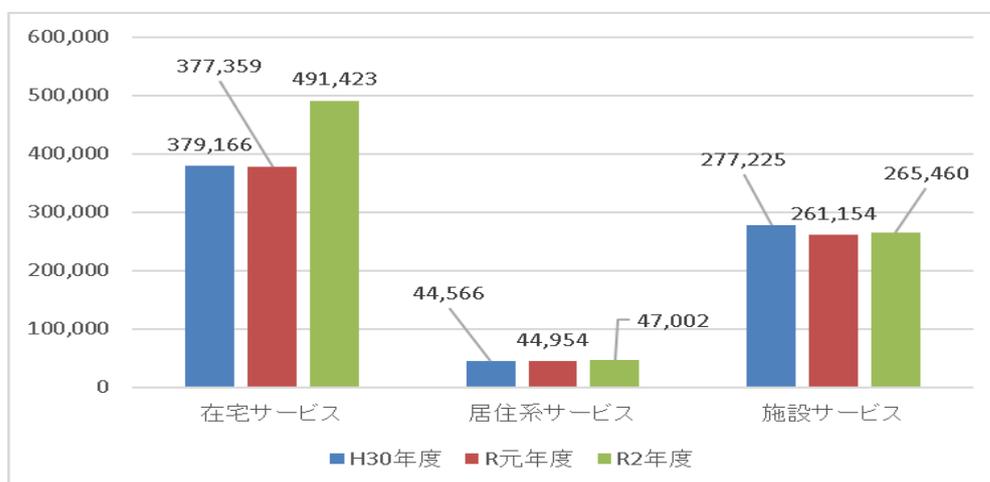
サービス給付の推移は、居宅サービスは平成30年度と令和元年度はほぼ変動がありませんでしたが、令和2年度に急増しました。居宅系サービスと施設サービスは施設整備が無かったこともあり3年間ほぼ横ばいで推移しています。

【3年間の在宅・施設・地域密着型サービス給付費の推移】（年額）

（単位：千円）

	H30年度	R元年度	R2年度
合計	700,957	683,467	803,885
在宅サービス	379,166	377,359	491,423
居住系サービス	44,566	44,954	47,002
施設サービス	277,225	261,154	265,460

注) 令和2年度は見込み値



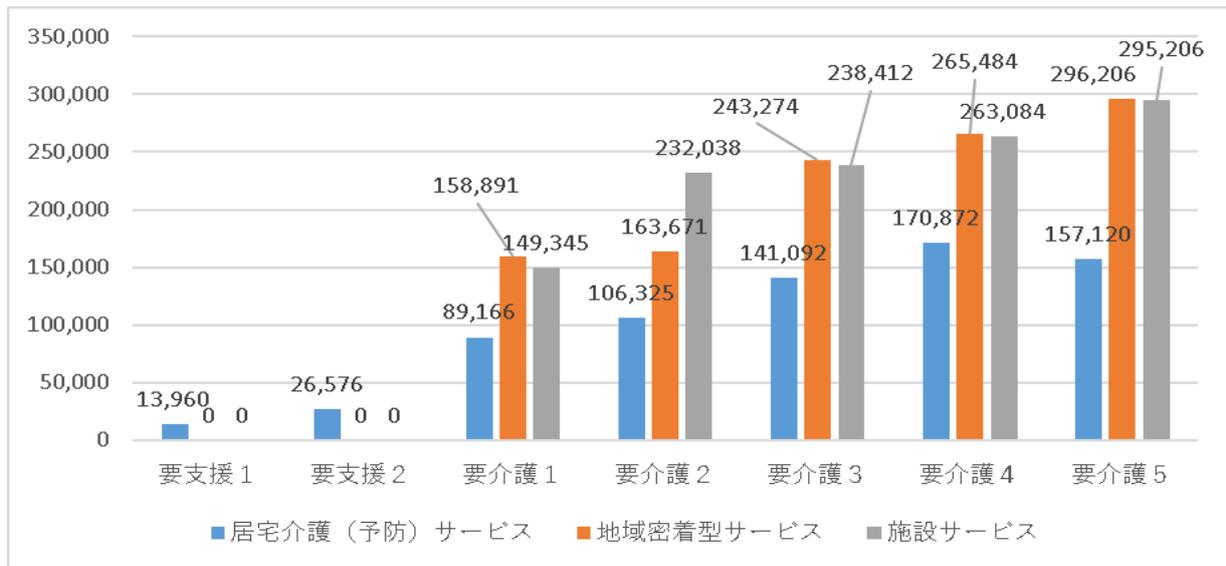
4. 居宅サービス等の平均利用額(月額)

居宅・地域密着型サービス1人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えています。

サービス別の利用では、居宅サービスに比べて地域密着型サービスと、施設サービスの給付額は、介護度による報酬単価も異なりますが、最重度の要介護5では、その差は、約1.9倍となっています。

【居宅・地域密着型・施設サービス利用の1人当たりの月額の利用額】

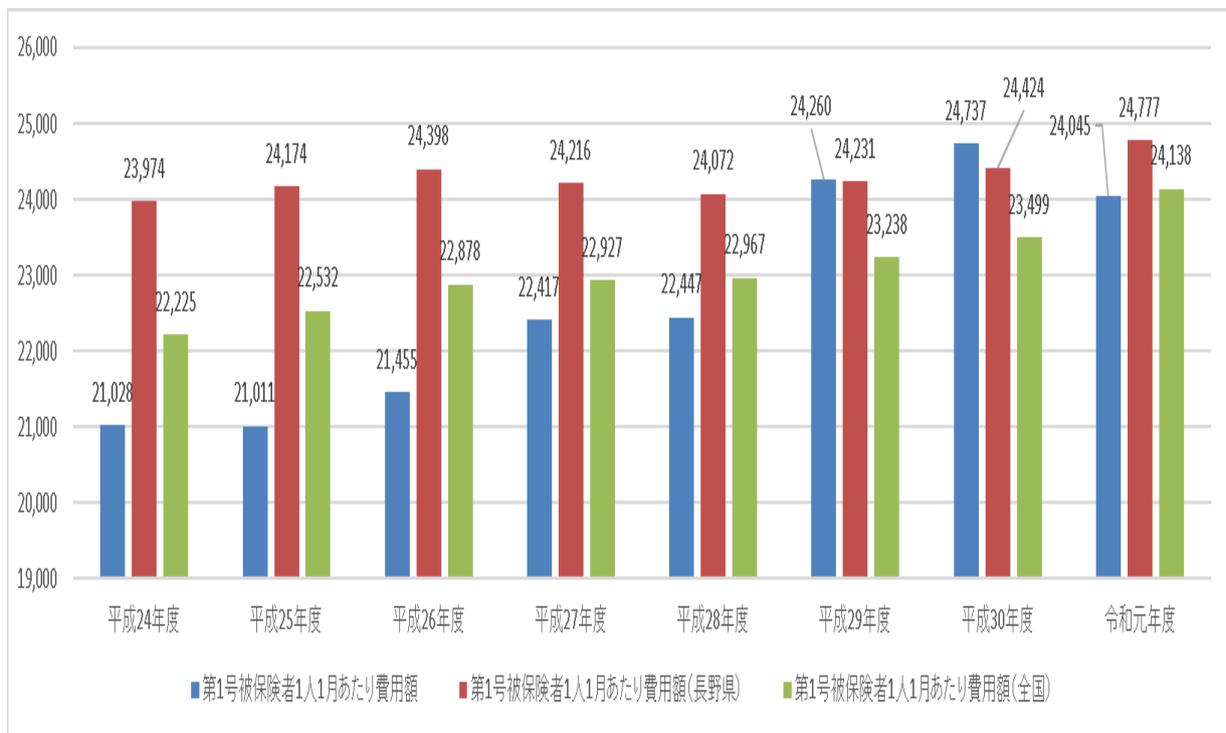
(単位：円)



注) 令和2年10月利用分実績値(介護保険事業状況報告 12月報)

【宮田村・長野県・全国の第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移】

(単位：円)



(出典)

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

第3節 介護保険サービスの整備計画と量の見込み

1. 地域包括ケアシステムの推進

宮田村では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」のさらなる推進に向けて、様々な状況に応じたサービスの利用が行えるよう、サービスの充実を行っていきます。

2. 介護保険サービスの推計

(1)各介護保険サービスにおける給付費の推計

今後の各介護保険サービス必要量及び施設・居住系の整備計画等を踏まえ、各介護保険サービス給付費等を推計しました。

【サービス別年間利用者数の推計】

①介護予防サービス

		第8期						
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護予防訪問看護	給付費(千円)	819	820	820	820	820	1,025	1,025
	回数(回)	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	15.5	15.5
	人数(人)	4	4	4	4	4	5	5
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	578	578	578	578	578	722	722
	人数(人)	4	4	4	4	4	5	5
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	6,659	6,663	6,663	7,176	8,202	8,456	8,715
	人数(人)	14	14	14	15	17	18	18
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	3,429	3,429	3,450	3,757	4,171	4,392	4,519
	人数(人)	42	42	42	46	51	54	55
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	198	198	198	198	198	198	397
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	2
介護予防支援	給付費(千円)	2,649	2,650	2,596	2,867	3,245	3,408	3,516
	人数(人)	49	49	48	53	60	63	65

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

②介護サービス見込量（居宅サービス）

		第8期						
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
訪問介護	給付費(千円)	59,367	59,541	57,706	45,561	50,197	57,533	56,914
	回数(回)	1,881.0	1,885.4	1,824.8	1,433.6	1,579.7	1,810.8	1,790.1
	人数(人)	58	58	60	64	70	80	81
訪問看護	給付費(千円)	14,896	15,756	13,567	16,474	18,485	20,217	20,740
	回数(回)	274.5	289.9	248.7	304.0	339.8	372.2	381.8
	人数(人)	51	52	46	54	61	67	69
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	12,400	14,052	13,781	14,767	16,513	18,551	18,663
	回数(回)	365.6	414.6	406.2	435.3	486.9	546.7	550.3
	人数(人)	36	41	40	42	47	53	53
居宅療養管理指導	給付費(千円)	9,599	10,155	9,910	10,768	12,082	13,616	14,008
	人数(人)	89	94	92	100	112	126	130
通所介護	給付費(千円)	62,821	75,984	77,110	81,045	88,205	99,162	101,490
	回数(回)	687.6	839.4	846.4	889.4	970.8	1,089.1	1,117.2
	人数(人)	75	76	78	84	92	103	105
通所リハビリテーション	給付費(千円)	49,945	45,122	53,773	57,840	66,132	71,654	74,424
	回数(回)	469.8	427.1	504.8	536.4	613.9	668.9	692.6
	人数(人)	51	50	53	55	63	69	72
短期入所生活介護	給付費(千円)	9,916	11,399	11,361	13,138	13,808	15,436	15,436
	日数(日)	93.5	108.5	108.3	122.5	129.4	146.8	146.8
	人数(人)	11	11	11	12	13	15	15
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	44,196	46,873	47,949	51,921	56,997	63,716	66,627
	日数(日)	343.0	363.0	370.2	399.9	438.6	491.8	514.9
	人数(人)	35	35	36	37	41	46	48
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	25,049	23,197	18,257	24,316	27,148	30,354	31,956
	日数(日)	224.8	207.8	162.8	218.0	242.9	272.1	286.7
	人数(人)	18	16	15	17	19	21	22
福祉用具貸与	給付費(千円)	30,782	32,294	31,371	34,101	37,720	42,230	43,640
	人数(人)	157	163	160	174	193	215	222
特定福祉用具購入費・住宅改修	給付費(千円)	1,013	1,013	1,279	1,279	1,279	1,759	1,759
	人数(人)	4	4	5	5	5	7	7
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	25,720	25,734	25,734	25,734	32,450	35,033	35,033
	人数(人)	11	11	11	11	14	15	15
居宅介護支援	給付費(千円)	27,910	28,534	29,672	30,953	34,761	38,594	40,248
	人数(人)	162	165	172	180	202	224	234

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

③介護サービス見込量（地域密着型サービス）

		第8期						
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,324	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325
	回数(回)	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	120,006	128,179	125,130	132,225	149,559	168,974	170,314
	人数(人)	41	44	43	46	52	58	59
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	21,969	21,981	25,445	25,445	28,692	34,703	34,703
	人数(人)	7	7	8	8	9	11	11
地域密着型介護老人福祉施設入	給付費(千円)	67,856	67,893	67,893	78,272	88,410	99,215	102,675
	人数(人)	20	20	20	23	26	29	30
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	39,816	45,264	58,162	63,609	60,485
	人数(人)	0	0	13	15	19	21	20

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

④介護サービス見込量（施設サービス）

		第8期						
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	129,051	129,122	129,122	129,122	145,066	164,752	168,000
	人数(人)	42	42	42	42	47	53	54
介護老人保健施設	給付費(千円)	63,902	63,937	63,937	63,937	78,275	84,053	87,280
	人数(人)	22	22	22	22	27	29	30
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	4,799	4,799	9,599	9,599
	人数(人)	0	0	0	1	1	2	2
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,601	4,604	4,604				
	人数(人)	1	1	1				

サービス一覧

- 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援
- 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

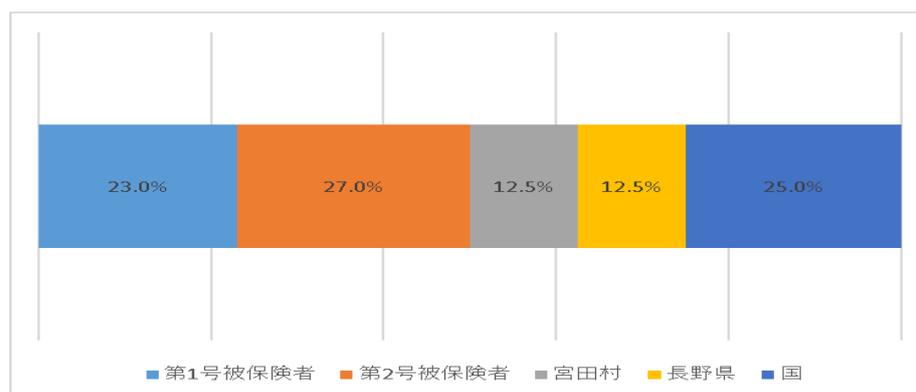
3. 地域支援事業

(1)地域支援事業の制度

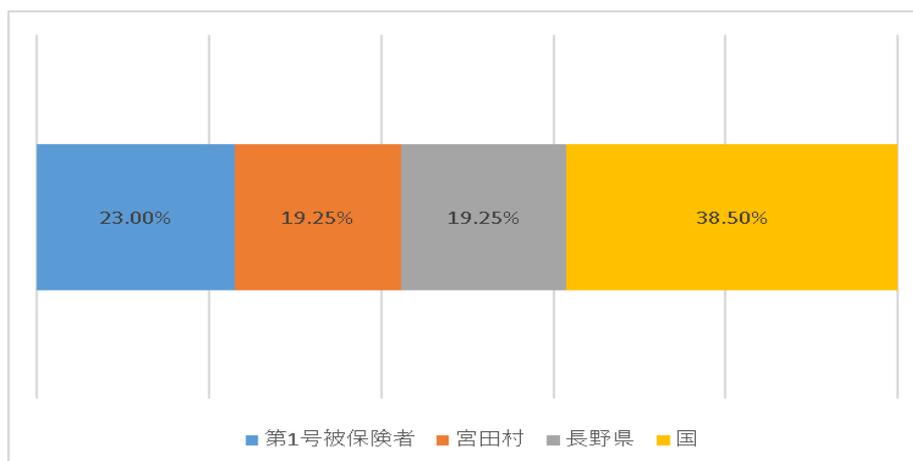
要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、宮田村が主体となって地域支援事業を実施します。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成され、財源構成は下記のとおりです。

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



(2) 地域支援事業費の見込み

【地域支援事業費の見込み】 (年額)

(単位：千円)

	第8期						
	R3	R4	R5	R7	R12	R17	R22
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,750	13,200	13,750	13,180	479	128,920	12,740
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	11,200	11,200	11,200	112,170	115,190	118,170	12,353
包括的支援事業(社会保障充実分)	14,690	14,840	14,940	14,560	14,560	14,560	14,560

第4節 第1号被保険者の保険料

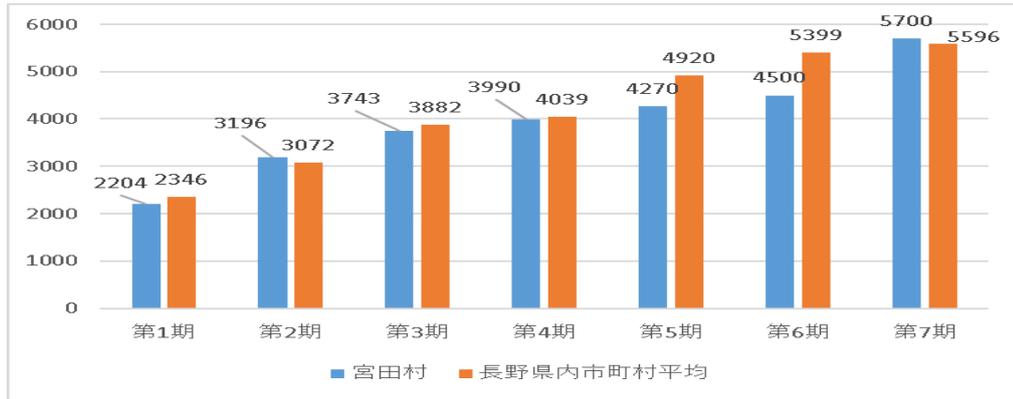
1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料(第1号保険料)は、市町村(保険者)ごとに決められ、額はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。宮田村の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の利用見込量に応じたものとなります。従って、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることとなります。

長野県平均の介護保険料基準額(月額)は、第1期の2,911円から第7期は5,596円と約1.92倍となりました。宮田村の介護保険料基準額(月額)は、第1期の2,204円から第7期は5,700円と約2.6倍です。

【第7期までの介護保険料基準額（月額）の推移】

（単位：円）



2. 総給付費の見込み

【保険料収納必要額関係】

（単位：千円）

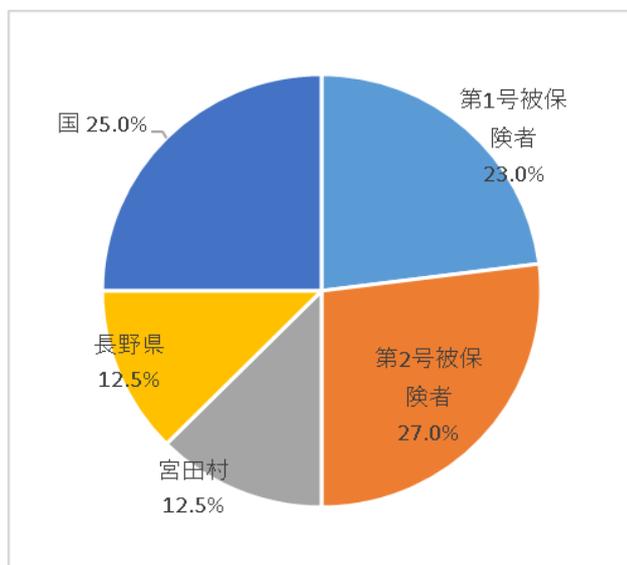
	合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額 (A)	2,606,172	840,296	861,709	904,166
総給付費	2,480,735	796,655	821,033	863,047
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	74,523	26,773	23,745	24,004
特定入所者介護サービス費等給付額	101,718	33,476	33,937	34,306
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	27,196	6,702	10,192	10,302
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	45,935	15,230	15,270	15,436
高額介護サービス費等給付額	47,292	15,564	15,778	15,950
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,356	334	508	514
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,996	986	1,000	1,011
算定対象審査支払手数料	1,983	653	661	669
審査支払手数料一件あたり単価		58	58	58
審査支払手数料支払件数	34,184	11,250	11,405	11,529
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	117,770	38,640	39,240	39,890
介護予防・日常生活支援総合事業費	39,700	12,750	13,200	13,750
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	33,600	11,200	11,200	11,200
包括的支援事業(社会保障充実分)	44,470	14,690	14,840	14,940
第1号被保険者負担分相当額(D)	626,507	202,155	207,218	217,133
調整交付金相当額(E)	132,294	42,652	43,745	45,896
調整交付金見込額(I)	174,804	57,666	57,657	59,481
調整率		1	1	1
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0
調整交付金見込交付割合(H)		6.76%	6.59%	6.48%
後期高齢者加入割合補正係数(F)		0.8787	0.8859	0.8909
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)		0.8866	0.8932	0.8979
後期高齢者加入割合補正係数(1人あたり給付費による重み付け)		0.8707	0.8786	0.8839
所得段階別加入割合補正係数(G)		1.0508	1.0508	1.0501
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
保険料収納必要額(L)	583,997			
予定保険料収納率	98.40%			

3. 第8期の介護保険料基準額

(1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第7期の第1号被保険者の負担率は23%で、第8期も引き続き23%になることが予定されています。

【介護保険の財源構成（居宅サービス）】



(2) 保険料基準額

第1号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。

介護保険料の基準額は、保険料として収納する額に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込み数で除して年額を算定し、その金額を12で除して月額に換算した額となります。

本計画期間中においては、高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加や、第1号被保険者の保険料負担割合の変更などにより保険料の上昇が見込まれますが、要介護にならないよう健康づくりなどの介護予防を推進し、また介護給付適正化事業に、より一層取り組むことなどにより、保険料の上昇を緩和します。

なお、令和22年度における保険料水準については、高齢者人口及び要介護（支援）認定者の将来推計を踏まえ、介護サービスについては利用人数の伸び、サービス利用率、サービス利用回数等が第7期と同様に推移すると見込んで推計しています。

第8期介護保険料額（基準月額）6,000円

※ 第7期介護保険料額（基準月額）：5,700円

【第1号被保険者の保険料基準額（月額）算定方法】

$$\text{第1号被保険者保険料基準額} = (\text{①} + \text{②} - \text{③}) \div \text{④} \div \text{⑤} \div \text{⑥}$$

①	第1号被保険者が負担すべき経費（3年間）（保険給付費＋地域支援事業費）×23%（見込み）
②	調整交付金不足額（3年間）（調整交付金相当額（5%）－調整交付金見込額）
③	介護給付費準備基金取崩額
④	保険料予定収納率
⑤	第1号被保険者数（3年間）
⑥	12か月

4. 第8期の保険料段階

宮田村は、負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、第7期では保険料段階を9段階とし、保険料段階を設定しました。

第8期においては、国が示す9段階から11段階へと以上の対策により安定的な財政運営を実施していきます。

従前から低所得者層への負担軽減を強化しており、今期は、第1段階から第2段階までの負担割合について、国の標準段階における負担割合を第1段階の方は、「0.50」を「0.35」に、第2段階の方は、「0.75」を「0.55」に引き下げました。

所得段階	要件	保険料率	月額(円)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.325	1,950
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.52	3,120
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記を除く	0.71	4,260
第4段階	本人非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	5,400
第5段階 (基準額)	本人非課税で、上記を除く。	1.00	6,000
第6段階	本人課税所得が120万円未満	1.25	7,500
第7段階	本人課税所得が120万円以上200万円未満	1.36	8,160
第8段階	本人課税所得が200万円以上300万円未満	1.56	9,360
第9段階	本人課税所得が300万円以上400万円未満	1.82	10,920
第10段階	本人課税所得が400万円以上500万円未満	1.95	11,700
第11段階	本人課税所得が500万円以上	2.2	13,200

5. 令和7(2025)年、令和 22(2040)年のサービス水準等の推計

第8期介護保険事業計画の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要であり、宮田村における令和7(2025)年、令和22(2040)年のサービス水準等を推計しますが、現在試算中です。

なお、国が試算する全国ベースの推計値についても現在推計中です。

第5節 低所得者等への対応

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費（滞在費）・食費について、住民税非課税世帯等の要件に該当する場合に、所得に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

2. 高額介護(予防)サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得等に応じた上限額を超えた場合、その超えた額を高額介護(予防)サービス費として支給します。

3. 高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、1年間の限度額を設け、その限度額を超えた場合、その超えた額を高額医療合算介護(予防)サービス費として支給します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減

生計が困難な方を対象に、登録された社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担額等の軽減を行います。

5. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護(予防)サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すると生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方(これを「境界層該当者」という)については、その低い基準を適用とすることとしています。